## 「全科実例による社会保険歯科診療 令和6年版」 訂正表

「全科実例による社会保険歯科診療 令和6年版」をご愛読いただきまして誠にありがとうございます.以下の事項につきまして、誤りおよび追記事項(厚労省による通知訂正/疑義解釈によるものを含む)がございました.ここに訂正するとともに深くお詫び申し上げます.

- ※ 1 令和6年3月29日「令和6年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づく
- ※2 令和6年4月26日「疑義解釈資料の送付について(その3)」に基づく
- ※3 令和6年5月1日「令和6年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づく
- ※ 4 令和6年5月30日「令和6年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」に基づく
- ※5 令和6年7月11日「令和6年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」に基づく
- ※6 令和6年7月31日「令和6年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」に基づく
- ※7 令和6年10月1日「令和6年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」に基づく

頁	該当箇所	訂正および記載内容の変更	備考
vi · 186	症例 37 タイトル	20 分未満の歯科訪問診療 2,3 (歯援診 1) (同一建物居住者 2 ~ 3 人, 3 ~ 9 人) (著しく歯科診療が困難な者) → 20 分未満の歯科訪問診療 2,3 (歯援診 1) (同一建物居住者 2 ~ 3 人, 4 ~ 9 人) (著しく歯科診療が困難な者)	
26	表 21 項目 2 段目	<u>生活</u> 歯髄切断(1 歯につき)→ <mark>歯髄切断</mark> (1 歯につき) 1 <u>生活歯</u> 歯髄切断 → 1 <mark>生活</mark> 歯髄切断	
45	■手術 広範囲顎骨支持型装置埋入手術 「算定要件等の要点」欄	先天性疾患が理由の 1/3 以上欠損について → 6 歯以上の先天性無歯症または 3 歯以上の萌出不全が理由の 1/3 顎以上欠損について	
74	保険解説 左段9行目	《 <u>訪衛指</u> 》の所定点数に → 《 <u>訪衛指 1</u> 》の所定点数に	
99	症例解説● 左段4行目	(羹の条件が確保可能な症例) → (羹の条件が確保可能な症例)	
104	カルテ 6/10「点数」欄	・2 行目 空欄 → <u>150</u> ※合計点数も合わせて修正( <u>+ 150 点</u> )	
108	カルテ 6/17「点数」欄	・2 行目 末尾に <u>+ 45</u> を追加 ※合計点数も合わせて修正( <u>+ 45 点</u> )	
111	カルテ A「点数」欄	(歯科矯正相談料2ではセファロ算定不可. セファロと一連の算定ではなくなるのでパノラマは所定点数に) ・3 行目 <u>255</u> → <u>317</u> ・4 行目 <u>300</u> → <u>-</u> ・合計点数 <u>1,492 点</u> → <u>1,254 点</u>	* 2
23	右段 17 行目	ウ 電子的方法によって、個々の患者の診療に関する情報等を送受信する場合は、端末の管理や情報機器の設定等を含め、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保していること。 → ウ 電子的方法によって、個々の患者の診療に関する情報等を送受信する場合は、端末の管理や情報機器の設定等を含め、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保していること。	
27	左段 4 行目	ただし、令和4年3月31日時点において療養病棟入院料1又は2を算定している病棟に入院している患者については、嚥下機能評価及び嚥下リハビリテーション等を実施していない場合であっても、嚥下機能が回復し、中心静脈栄養を終了した者の数を算入して差し支えない。 → ただし、令和4年3月31日時点において療養病棟入院料1又は2を算定している病棟に入院している患者については、嚥下機能評価及び嚥下リハビリテーション等を実施していない場合であっても、嚥下機能が回復し、中心静脈栄養を終了した者の数を算入して差し支えない。	<b>** 4</b>

頁	該当箇所	訂正および記載内容の変更		
52, 439	2一本章のおもな明細書記載 事項・記載例 初診料/再診料(歯科診療特別対応加算1,2,3)〈p.52〉 初診料/再診料(歯科診療特別対応加算1,2)〈p.439〉	・「記載事項」・「記載例」 欄 <u>以下のように修正</u> (誤)		<b>*</b> 7
		(診療に要した時間に係る加算を算定する場合) 診療の開始時間および終了時間を記載する.	診療の開始時間(歯科診療特別対応加算);09時00分 診療の終了時間(歯科診療特別対応加算);10時30分	
	**************************************	(正) ※ p.439 は歯科診療特別対応加算 1,2	のみ	
		診療時間を記載する.【紙】	歯科診療特別対応加算 1 (初診) 90 分 歯科診療特別対応加算 2 (初診) 90 分 歯科診療特別対応加算 3 (初診) 90 分 歯科診療特別対応加算 1 (再診) 90 分 歯科診療特別対応加算 2 (再診) 90 分 歯科診療特別対応加算 3 (再診) 90 分	
124	2―本章のおもな明細書記載 事項・記載例	・「記載事項」・「記載例」 欄 <u>以下のように修正</u> (誤)		<b>*</b> 7
	周術期等口腔機能管理料(Ⅲ)	がん等に係る放射線治療または化学療法の 実施年月日または予定年月日を記載する.	放射線治療等実施年月日;令和6年6 月12日 放射線治療等予定年月日;令和6年6 月12日	
		(緩和ケアの場合) その旨を記載する.	緩和ケア	
		(長期管理加算を算定する場合) 周術期等口腔機能管理計画策定料の算定年 月日を記載する.	周術期等口腔機能管理計画策定料算定 年月(周術期等口腔機能管理料(3) 長期管理加算);令和6年6月	
		(正)		
		がん等に係る放射線治療または化学療法の 実施年月日または予定年月日を記載する.	放射線治療等実施年月日(周3);令和6年6月12日 放射線治療等予定年月日(周3);令和6年6月12日	
		(緩和ケアの場合) その旨を記載する.	緩和ケア(周3)	
		(集中治療室での治療後の一連の治療を実施している患者の場合) その旨を記載する.	集中治療室(周 3)	
		(長期管理加算を算定する場合) 周術期等口腔機能管理計画策定料の算定年 月日を記載する.	周術期等口腔機能管理計画策定料算定年月日(周3(長期管理加算));令和6年6月12日	
124	2―本章のおもな明細書記載 事項・記載例	・「記載事項」・「記載例」欄 <u>以下のようし</u> (誤)	<u> </u>	<b>*</b> 7
	周術期等口腔機能管理料(IV)	(放射線治療等を実施する患者に対して算 定する場合) 周術期等口腔機能管理計画策定料の算定年 月日を記載する.	在日(国添批等口腔機能管理料(A))·	
		(長期管理加算を算定する場合) 周術期等口腔機能管理計画策定料の算定年 月日を記載する.	周術期等口腔機能管理計画策定料算定 年月(周術期等口腔機能管理料(4) 長期管理加算);令和6年6月	
		(正)		
		がん等に係る放射線治療または化学療法の 実施年月日または予定年月日を記載する.	放射線治療等実施年月日(周4);令和 6年6月12日 放射線治療等予定年月日(周4);令和 6年6月12日	
		(緩和ケアの場合) その旨を記載する.	緩和ケア (周 4)	
		(集中治療室での治療またはその後の一連の治療を実施している患者の場合) その旨を記載する.	集中治療室(周 4)	
		( <mark>長期管理加算を算定する場合</mark> ) 周術期等口腔機能管理計画策定料の算定年 月日を記載する.	周術期等口腔機能管理計画策定料算定年月日(周4(長期管理加算));令和6年6月12日	

頁	該当箇所	訂正および記載内容の変更		
182	2一本章のおもな明細書記載 事項・記載例 訪問歯科衛生指導料 5段目 「記載例」欄	緩和ケア → 緩和ケア <u>(訪衛指)</u>		* 7
183, 387	2一本章のおもな明細書記載 事項・記載例 フッ化物歯面塗布処置	・「記載事項」・「記載例」欄 以下のように修 (誤)  前回実施年月(初回である場合は初診月を除き初回である旨)を記載する。  (正)  (フッ化物歯面塗布処置の「1 う蝕多発傾向者の場合」または「2 初期の根面う蝕に罹患している患者の場合」を算定した場合)前回実施年月(初回である場合は初診月を除き初回である旨)を記載する。  (フッ化物歯面塗布処置の「3 エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合」(エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合」(エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合」(エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合」(エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合」(エナメル質初期う) 食管理料の口腔管理体制強化加算を算定した患者を除く)を算定した場合) 前回実施年月(初回である場合は初診月を除き初回である旨)を記載する。	F局前回実施年月;令和6年3月 初回(F局)	* 5
215	表 《訪問口腔リハ》と併算定できない項目 右列2段目内	《在口衛 <u>1</u> 》 → <u>《在口衛》</u>		
216	表 《小訪問口腔リハ》と併算 定できない項目 右列2段目内	《□菌検》 → 《□菌検 <u>1</u> 》		<b>*</b> 1
223	下図 左列内	・口腔細菌定量検査 → ・口腔細菌定量検査 1		<b>※</b> 1
245, 248, 250	症例番号	<u>063</u> → <u>060</u> <u>064</u> → <u>061</u> <u>065</u> → <u>062</u>		
258	口腔細菌定量検査(1 回につき) 口腔細菌定量検査 2 「記載欄」欄	<u>所定欄</u> → <u>X 線・検査「その他」欄</u>		* 4
260	2一本章のおもな明細書記載 事項・記載例 舌圧検査 「記載例」欄	・最下段に以下を追記 口腔機能の発達不全が疑われる場合		* 4
281, 283	カルテ「治療内容」欄	<u>外来安</u> 2 <u>外来感</u> 4 → <u>外安全</u> 2 <u>外感染</u> 4		
387	2—本章のおもな明細書記載 事項・記載例 フッ化物歯面塗布処置	・「記載事項」・「記載例」欄 3項目目に以下 (エナメル質初期う蝕管理料の口腔管理体制 強化加算を算定した患者に対して、フッ化 物歯面塗布処置の「3 エナメル質初期う蝕 に罹患している患者の場合」を算定した場合) エナメル質初期う蝕管理料の口腔管理体制 強化加算を算定した旨を記載する.	<u>を追加</u> □管強(F局)	* 5
416	2一本章のおもな明細書記載 事項・記載例 歯科矯正 「記載事項」欄,「記載例」欄	・「記載事項」欄 歯科矯正相談料を算定した年月日を <u>診断料</u> の → 歯科矯正相談料を前回算定した年月日を ・「記載例」欄 歯科矯正相談料 1 算定年月日;令和 6 年 6 月 → 歯科矯正相談料 2 <u>前回</u> 算定年月日;令和 6 年 6 月 ・ 歯科矯正相談料 2 <u>前回</u> 算定年月日;令和 6 年 6 月	相談料の名称に併せて記載する. 引 1 日 1 6 年 6 月 1 日 引 1 日	* 4

頁	該当箇所	訂正および記載内容の変更		
470	2―本章のおもな明細書記載 事項・記載例 機械的歯面清掃処置	(誤)		
		前回実施年月(初回である場合は初診月を除 歯清前回実施年月;令和6年6月 き初回である旨)を記載する. 初回(歯清)		
		(武) (機械的歯面清掃処置の留意事項通知(3)		
		に規定している患者以外の場合) 前回実施年月(初回である場合は初診月を除き初回である旨)を記載する。 ただし、根面う蝕管理料の口腔管理体制強 化加算またはエナメル質初期う蝕管理料の 口腔管理体制強化加算を算定した場合であって、2月に1回機械的歯面清掃処置を算定する場合は前回実施年月(初回である場合は初診月を除き初回である旨)を記載する。		
		※編注:「機械的歯面清掃処置の留意事項通知(3)に規定している患者」の 月1回の歯清算定が認められると規定された以下の患者を指す. ・歯科診療特別対応加算1~3,根面う蝕管理料の口腔管理体制強化加算定する患者であって特に機械的歯面清掃が必要と認められる患者(服用患者,唾液分泌量の低下が認められる患者等) ・エナメル質初期う蝕管理料の口腔管理体制強化加算を算定する患者・妊娠中の患者 ・他の医療機関(歯科診療を行う保険医療機関を除く)から文書による情報の提供を受けた糖尿病の患者		
523	2―本章のおもな明細書記載 事項・記載例 歯周病重症化予防治療 「記載事項」欄,「記載例」欄	・「記載事項」欄 (前略) 歯周病重症化予防治療の実施年月(初回である場合は初診月を除き初回 である旨)を記載する。 → (前略)歯周病重症化予防治療の実施年月(初回である場合は初診月を除き 初回である旨) <u>および SPT から P 重防に移行した年月</u> を記載する。 ・「記載例」欄 SPT から P 重防へ移行した年月;令和 6 年 <u>9 月 1 日</u> → SPT から P 重防に移行した年月;令和 6 年 <u>9 月</u>		
526	傷病名	カルテ傷病名 (歯式略) → (歯式略) <mark>単 G</mark> レセプト傷病名 (歯式略) → (歯式略) <mark>G</mark>		
567	下図 最下行	「咬合支持」は → 「対側咬合支持」「同側咬合支持」は		
622	右段 前歯・臼歯 8 歯欠損(前 歯 4・臼歯 4)	欠損部位:421 12457 適応ブリッジ:8⑦⑥⑤ 4321 12345⑥7 → (上顎は適応外)		
712	保険解説 右段3行目	この場合, <u>●</u> と同じく → この場合, <u>①</u> と同じく		
912	2—広範囲顎骨支持型装置埋 入手術 [対象患者] 囲み内(2),(3)	(2)(前略) 1/3 <u>顎程度</u> 以上の多数歯欠損であること. → (2)(前略) <u>連続した 1/3 <u>顎程度</u>以上の多数歯欠損であること. (3)(前略) <u>連続した 1/3 顎程度</u>以上の多数歯欠損(中略)であること. → (3)(前略) 1/3 <u>顎程度</u>以上の多数歯欠損(中略)であること.</u>		
949	2―本章のおもな明細書記載 事項・記載例 歯科矯正	・1 段目に以下を追加 「記載事項」欄 <u>歯科矯正相談料を前回算定した年月日を相談料の名称に併せて記載する.</u> 「記載例」欄 <u>歯科矯正相談料 1 前回算定年月日;令和6年6月10日</u> <u>歯科矯正相談料 2 前回算定年月日;令和6年6月10日</u>	<b>* 4</b>	
963	右段 5 行目	③ か月の「対象職員の給与総額」, → 12 か月の「対象職員の給与総額」 ならびに別表7の対象となる3か月の		
970	唇顎口蓋裂関連 左段 9 行目	( <u>印象, 装着, 材料, 修理, 調整の費用を含む</u> ) → ( <u>印象採得, 材料, 装着等の費用を含む</u> )		